

# 泉州普及だより

## 栽培講習会の受講者、直売所出荷に意欲!!

～愛彩ランドでの売上げが16品目で増加～

泉州管内の大型直売所「愛彩ランド（岸和田市）」では、平成 24 年度の年間販売金額が 11 億円を超え、前年度よりも 4 千万円近く増加しています。品目別では、みかん、ぶどう等の果樹で大幅に増加し、ほかにじゃがいも、ほうれんそう等の 16 品目で前年度を上回る実績を上げています。

農の普及課では、平成 23 年 4 月に愛彩ランドがオープンする以前から JA いずみのと連携して農業技術講習会を実施し、直売所出荷量・品目の増加に向けて支援してきました。

▼愛彩ランドの果樹類年間売り上げ（千円）

品目	平成 23 年度	平成 24 年度（対前年）
みかん	34,508	43,593（126.3%）
ぶどう	8,047	11,518（143.1%）



▲愛彩ランドで販売される多種類のぶどう

この講習会では、野菜、花き、果樹等のコースが設けられており、果樹部門の受講生の中からは、新たにぶどう栽培を始めている方々がいいます。

地域の特産物として根づいているみかんに続く果樹として、泉州地域では珍しいぶどう栽培を始めようとする方々を対象に「ぶどう実践コース」、「果樹基礎コース」の講習会を開催し、栽培管理の方法について講義と実践的講習を行い、「夏の暑い泉州でも甘いぶどうを作ろう！」と支援してきました。

その結果、7月から10月には、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット等の地場産ぶどうが愛彩ランド店内をにぎわすようになってきました。

直売所出荷が増加することで、地域の方が地場農産物を購入する機会が増えます。一方、農家側には、「出荷先が確保されることで安心して栽培できる」というメリットがあります。

農の普及課では、今後とも地場農産物の直売所出荷を奨励、支援していきます。

## イベント情報！ 大阪産（もん）直売所めぐり

10/28（月）から12/8（日）までの期間中、泉州管内の以下の直売所でお買い物をすると、1,000円につき1つのスタンプを進呈。計5つのスタンプで「愛彩ランドビュッフェのペア食事券」や府内産玄米等、豪華な賞品が当たります。また、3ヶ所の直売所全てのスタンプを集めた方には、直売所で使えるお買い物券（合計900円分）が当たるチャンスも！収穫の秋、味覚の秋、この機会に直売所をめぐってみませんか？

【実施直売所】ハーベストの丘直売所「またきて菜」、JA いずみの「愛彩ランド」、JA 大阪泉州「こーたり～な」【主催】JA 堺市、JA いずみの、JA 大阪泉州、大阪府泉州農と緑の総合事務所



「大阪産（もん）直売所めぐり」についてはこちら！（応募用紙のダウンロードも可能です）

[http://www.pref.osaka.jp/senshunm/gyoumu/f\\_2013meguri.html](http://www.pref.osaka.jp/senshunm/gyoumu/f_2013meguri.html)

# 期待の若手農業者！貝塚市4Hクラブ

貝塚市 4H クラブ（会長：北野忠清氏）は現在 17 名。メンバーは主に水稲、野菜、果樹を栽培しています。月 1 回の定例会では農の普及課が技術講習を行い、情報交換しています。また皆で協力しながら、キャベツを栽培、出荷しているほか、貝塚市立西小学校の生徒を対象に、スイートコーンの収穫体験も指導しています。今年は 7 月 9 日にクラブ員指導のもと、4 年生約 180 名がスイートコーンを収穫しました。



▼スイートコーン収穫体験の指導



▼夜の直売所「ベジ☆ナイト」

また、クラブ員の有志が毎週火曜日に、地域の異業種と力を合わせて夜の直売所「ベジ☆ナイト」を運営しています。『地元の野菜を地元の人に食べてほしい！』との熱い思いから、5 年前に始まりました。店頭には並び季節ならではの新鮮な野菜、果樹、切り花、加工品はもちろん、出荷者と直に話せることも大きな魅力。毎週たくさんのお客さんでにぎわい、出荷者やお客さん同士の交流の場にもなっています。

農の普及課は、貝塚市 4H クラブの意欲的な活動を今後も支援していきます！

## ◎夜の直売所「ベジ☆ナイト」

とき：毎週火曜日 20 時～21 時、ところ：南海貝塚駅近く

## 大阪エコ農産物の計画申請のチェックが終わって・・・

今年も大阪エコ農産物に多数の申請がありました。申請書が提出されると、JA、府で農薬の登録内容や肥料の使用量をチェックされた後に栽培計画が認証されます。

さて、その栽培計画をチェックしていてドキッとすることがあります。それは、使用予定の農薬がその作物に適用がない時です。その原因は恐らく、「適用があるはず」という思い込みによるものでしょう。なぜなら、

- ・ トマトに適用があるがミニトマトには使えない。
- ・ ブロッコリーに適用があるが、カリフラワーには使えない。
- ・ みかんに適用があるが、カンキツには使えない。

というように、似ているような作物間での間違いが多いからです。また、同じ有効成分の農薬でも商品（メーカー）によって適用が異なる場合があります。

このような計画申請段階での間違いは未然に防ぐことができますが、一つの油断や思い込みで間違った使い方をすると、産地を壊すことに繋がりがねません。

農薬の使用に当たっては、くれぐれも油断しないよう、必ずラベルを確認し、細心の注意を払うようお願いします。